平成２８年（フ）第２０３号
長崎県長崎市新大工町５番16号　アムール・アドニス20Ｂ
債務者　尾上　徳己
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県五島市玉之浦町大宝1078番地、住民票上の前住所岐阜県大垣市林町２丁目111番地
債務者　川上　光市
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１２９号
秋田市八橋イサノ２丁目４番27号　ドリマビューⅠ203号
債務者　山本　智美
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県守谷市御所ケ丘５丁目５番地８
債務者　鈴木　昌子
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
石川県白山市月橋町649－２　ポンテルーナⅠ203号室、住民票上の住所石川県白山市小柳町ろ252番地28
債務者　斉藤　直子
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２７号
石川県白山市安養寺町イ49番地３、従前の住所石川県白山市道法寺町ニ29番地16
債務者　宮川　敏弘
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
石川県白山市米永町275番地24
債務者　米林　達哉
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
長野県東筑摩郡山形村2491番地27
債務者　山崎　哲郎
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第３５号
岐阜県揖斐郡大野町大字五之里719番地12
債務者　永澤加奈子
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
静岡県下田市中548番地の２　石井アパート２の１
債務者　鈴木　静香
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第８１４号
愛知県春日井市南花長町12番地４
債務者　下村　高広
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２２号
名古屋市緑区武路町1302番地　アニマートⅠ201号
債務者　増原　友理
１　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
三重県伊賀市上神戸4560番地の877
債務者　森　　祥彦
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２６号
三重県熊野市有馬町3766番地
債務者　梶家　祐紀
１　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第１３２号
滋賀県近江八幡市西生来町2402番地14、住民票上の住所滋賀県近江八幡市末広町490番地18
債務者　川口　富基
１　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５５８号
神戸市兵庫区下祇園町１番９号大垣マンション202号
債務者　釋　　和子
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２７号
兵庫県尼崎市元浜町５丁目56番地、前住所兵庫県尼崎市大庄川田町１番地の２　ユアサイド尼崎502
債務者　大塚　敢治
１　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係